

九運技整第633号  
令和2年12月24日

各運輸支局長  
各自動車検査登録事務所長 } 殿

九州運輸局  
自動車技術安全部長

「規制改革実施計画」等に基づく関係自動車技術安全部長通達等の改正について

国土交通省自動車局において、「規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）」及び「経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定）」に基づき、申請書等（国民・民間事業者等から国・独立行政法人等への申請等に係る書面をいう。以下同じ。）に義務付けている押印の見直しを進めてきたところ、今般、自動車局関連の政省令については、「押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係政令の一部を改正する政令（令和2年政令第363号）」及び「押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第98号）」により改正し、自動車局長通達については、令和2年12月23日国自総第283号をもって、また、自動車局整備課長通達については、令和2年12月23日国自整第251号をもって改正されたことに伴い、別紙一覧の自動車技術安全部長通達による申請書等について、下記のとおり署名又は押印を不要とすることとした。このため、令和3年1月1日以降はこの取扱いにより実施されるとともに、事務処理上遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、本件に関し、「別添」のとおり関係団体あて通知したので、念のため申し添える。

#### 記

1. 別紙に掲げる自動車技術安全部長通達による申請書等については、署名又は押印を不要とする。
2. 1. に掲げるもの以外の自動車技術安全部長通達及び自動車技術安全部各課長等から発出された事務連絡等による申請書等についても、署名又は押印を不要とする。

3. 自動車整備事業者の申請・届出等の書類について（令和2年3月25日付九運技整第877号）に基づく、第1号様式（認証）、第2号様式（認証）、第5号様式（認証）、第1号様式（指定）及び第4号様式（指定）における宣誓欄及び同意欄の押印については、不要とし、記載内容の一部修正を行う。
4. 本通達による改正前の通達に定める各様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

【自動車技術安全部長通達】

- 自動車整備事業者の申請・届出等の書類について（令和2年3月25日 九運技整第877号）
- 自動車検査員教習実施細目（平成16年10月4日 九運技整第361号）
- 自動車整備関係表彰規程実施細目（昭和55年9月17日 福整部第256号）

**【事務連絡等】**

- 指定・認証の申請（届出）の際の留意事項について（令和2年3月27日 事務連絡）
- 自動車整備事業者の申請・届出等の書類の事務取扱について（令和2年4月1日 事務連絡）
- 電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習の事務扱いについて（令和2年3月23日 事務連絡）
- 自動車整備士技能検定申請書の様式について（平成23年3月24日 業務連絡第13号）
- 自動車整備士技能検定の合格証明書等の事務扱いについて（平成29年7月6日 事務連絡）
- 整備管理者制度に関する事務扱いについて（平成19年8月29日 事務連絡）